

# 加治川小学校 令和6年度 いじめ防止基本方針

## ◎いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条で、「児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

## ◎いじめの類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

## 1 いじめ防止のための取組の基本方針

全職員がいじめの基本認識をしっかりともち、めざす学校像「瞳輝き 笑顔あふれる学校」のもと、基本方針を定める。

### 《いじめの基本認識》

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめの問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

### 《基本方針》

- ピアサポートシステムに基づく「桜っ子班活動」や各種行事を核とし、いじめを発生させないために求める児童の姿を明確にした上で、その育成のために意図的に指導を行い、未然防止に努める。
- いじめ見逃しゼロの学校体制で早期発見・早期対応に努め、いじめられている児童の立場に立って、支援・指導を行う。
- いじめ早期の適切な対応のために、指導体制を整え、解決に向けて家庭とも連携・協力して指導にあたる。
- 解決後も該当児童の様子を把握し、事後指導にあたる。

## 2 いじめ防止対策のための組織

### (1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

「いじめ不登校問題行動対策委員会」

- ・校長 ・教頭 ・教務 ・生活指導主任 ・養護教諭 ・学級担任 ・学年主任

### (2) 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織

「生活指導委員会」

### (3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

- ・市教育委員会 S S W ・学校カウンセラー

### (4) 組織の役割

- ①学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった時のいじめ対策委員会の緊急実施、いじめに関する情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応

### 3 いじめ防止に向けた取組

#### (1) 未然防止の取組～いじめを発生させないための土壌づくり～

##### ①人権教育の充実

- ・「生きる」を活用した授業実践。
- ・当校の重点「基本的人権を尊重し、差別や偏見をしない、許さない実践的態度を育てる」のもとに、全教育活動を通して指導にあたる。
- ・いじめは、「相手の基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。
- ・人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・教職員の研修により、人権意識の高揚を図る。

##### ②道徳教育の充実

- ・相手の意見や立場を大切にし、誰にでも思いやりの気持ちをもって接する心を育成する。
- ・一人一人のよさや違いを認め合い、「いじめをしない、許さない」という人間性豊かな心を育成する。
- ・児童の実態に合わせて、内容を検討した題材や資料などを取り扱った授業を実施する。
- ・人間関係づくり、いじめ防止に関する授業を実施し、道徳の学習内容について親子で話し合う機会を設けたり学級便りで働き掛けたりする。
- ・人権教育・同和教育に関する授業を行い、成果と課題を明らかにする。(9月学習参観)

##### ③児童会活動(桜っ子児童会)の充実

- ・ピアサポートプログラムの実施を通して、桜っ子班(異学年縦割り班)の人間関係を豊かにし、よりよい人間関係を築こうとする態度を育てる。  
⇒別紙「ピアサポートプログラム～桜っ子プラン～」参照
- ・学校生活を豊かにする創意工夫のある活動を委員会が分担して行う。
- ・児童会が中心となり、「深めよう絆集会」を行う。(11月)

##### ④いじめ防止に取り組む体制の整備

- ・毎日の健康観察を行い、些細な言動や変化、欠席状況等を把握する。
- ・毎月定例の生徒指導部会で、生活目標についての成果や課題、児童の問題行動等についての情報交換を行う。
- ・徳育部会では、あいさつ(中学校や地域と連携したあいさつ運動)やピアサポートプログラムでの人間関係づくりについて話し合い、未然防止策を検討する。
- ・アサーショントレーニングを含め、SSE教育を計画的に行う。
- ・特別支援教育の観点からの他者理解や好ましい関わり方についての指導を、特別支援コーディネーターを中心に行う。

#### (2) 教育相談体制

##### ①児童に対する教育相談

- ・日常生活の中での教職員の声かけなど、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・「心のアンケート」実施後に、担任が全児童に対して教育相談を実施する。(6月と11月)
- ・いじめの疑いがある場合は、すぐに生活指導主任へ報告し、担任及び生活指導主任らが複数で事情聴取や教育相談を速やかに行う。生活指導主任は管理職へ報告する。

＊面談に当たっての配慮事項

- ・担任に限らず、児童が最も話しやすい教職員が面談すること
- ・落ち着いた環境の中で実施すること
- ・記録を残し、面談後、リスクの高い児童の情報を全職員で共有すること
- ・リスクの高い児童については、必ず保護者と連携して対応策を講じること
- ・必要に応じて、関係機関（医療・福祉・警察等）と連携して対応すること

②保護者に対する教育相談

- ・いじめの疑いがある場合は、保護者への情報提供や教育相談を積極的に行う。その際、担任だけでなく、学年主任や生活指導主任など複数で対応する。必要に応じ管理職も入る。
- ・保護者から「いじめではないか。」という相談があった場合は、児童や保護者の不安や心配に寄り添うことを第一に考え、丁寧な聞き取りや報告・相談・必要に応じ指導を行う。
- ・保護者から「いじめを受けている。受けた。」という相談があった場合は、管理職を含む複数の職員で丁寧に聞き取り、事実確認等、学校での今後の対応について伝える。
- ・いじめの事実が確認できたならば、その後の解決に向けた進め方について、被害側の保護者に十分な説明を行いながら進める。

③市教育委員会SSWの活用

- ・校内の「いじめ対策委員会」で、重大事態又はその事態につながる可能性がある「いじめである」と判断した場合は、市教育委員会へ報告する。また、SSWを活用した教育相談ができる体制を即座に整える。

④教育相談実施後の情報共有と迅速な対応

- ・いじめにつながる行為等については、教育相談実施直後に生活指導主任⇒管理職に報告する。状況に応じて「いじめ対策委員会」を実施し、状況及び対応について口頭又は文書で全職員に伝え、情報の共有と迅速な対応を行う。

(3) 早期発見・早期対応の在り方～小さな変化に気付き、軽視せず迅速かつ組織的な対応を～

①日々の観察と記録の共有

- ・心身に苦痛を与える行為について、見落とさずに対応する。
- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設け、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・トラブルや指導の記録を常に共有できるようにする。
- ・「子どもとともに1・2・3運動」を展開し、児童や保護者からの情報を収集する。

②観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童間のグループ形成やグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

③電話・連絡帳の活用

- ・電話・連絡帳の活用により、担任と児童、担任と保護者が日頃から連絡を密に取り合い、信頼関係を構築する。

- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問などを実施し、迅速に対応する。

#### ④いじめ実態調査アンケートの実施

- ・アンケートはいじめ発見の手立ての一つであると認識した上で、「心のアンケート」を実態に応じて年間2回、週の前半に実施する。(6月と11月)

#### ⑤正確な実態把握

- ・速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・当事者双方、周りの児童から個々に聞き取り、記録する。周囲の児童からの情報収集は、「いじめ」とは知られないように行う。
- ・関係教職員(学級担任、生活指導主任、学年主任、養護教諭等)との情報を共有し、事案を正確に把握する。

#### ⑥指導体制、方針決定

- ・管理職に報告し、「いじめ対策委員会」を開き、事実確認と対応の方針について話し合う。その後、教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。
- ・方針に沿った指導や援助を確実に実施するとともに、報告・連絡・相談・確認を密にする。
- ・学年、学級全体への指導やいじめを受けた児童への謝罪の場には、担任だけでなく学年主任や生活指導主任、管理職が同席し、状況に応じて指導する。

#### ⑦事後指導と保護者との連携

- ・謝罪で解決と考えず、いじめを受けた児童や関係児童の様子把握に努める。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事案に至ったと申し立てがあった場合には、重大事案が発生したものとして報告、調査にあたる。
- ・いじめを受けた児童の保護者とは定期的に連絡し合い、相談できる体制を整えておく。

## 4 校内研修

時期	研修名	主な内容
4月	ピアサポートプログラム研修 アサーショントレーニング研修 (資料による個人研修)	○加治川小学校ピアサポートプログラムについて ○加治川小学校いじめ防止基本方針について ○アサーショントレーニングの理論と方法について
5月	SSE教育研修と実施開始	○学校全体で取り組むSSE教育について
8月	教育相談研修	○教職員のカウンセリング技量の向上 ○早期発見・早期対応のための教育相談の在り方 等

※職員会議や職員終会等で、通知通達や各種資料に基づいた研修を随時行う。

## 5 いじめ防止に向けた取組の評価

### (1) 学校評価における評価

- ・いじめ防止にかかわる具体的な成果目標の設定⇒計画⇒実施⇒評価の「PDCAサイクル」を機能させ、教育活動及び運営活動の改善を図る。

### (2) いじめ対策委員会における評価

- ・機能的な組織であったかを年度末に評価し、見直しを図る。

## 6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

(1) 参観日や個別懇談等の活用

- ・参観日に道徳授業を公開し、いじめについて児童とともに考える機会を設定する。(案)
- ・個別懇談会や家庭訪問などで、児童の様子について情報を共有する。
- ・インターネット（SNS）を使用する場合のルールやモラルについて講演会や各種たより等で啓発を行い、家庭と連携してネットいじめの予防を図る。

(2) たより等の活用

- ・学校だより、学年だより等により、いじめ防止についての啓発を行う。

## 7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - 児童が自殺した場合 または自殺を企図（未遂）した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」：年間30日を目安）
  - \*欠席30日になる前の段階から報告・相談する
- ③一定期間連続して欠席した場合または児童から申し立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

<p><b>重大事態発生 学校⇒市教育委員会⇒新発田市長</b> <b>*学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり</b></p>
--

(3) 調査の主体について

- ①学校主体となって行う場合（基本的には、学校が主体となって調査を行う）
- ②市教育委員会が主体となって行う場合
  - \*学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合

(4) 調査を行う組織

- ・重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・学校における「いじめ対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ・この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または、特別な利害関係を有しない（第三者）参加を図る。  
(例：市教育委員会SSW、市担当弁護士、学識経験者、精神科医、職能団体等)

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 不都合なことがあっても事実にしかりと向き合う。
- 「事実を明確にする」ために
  - ・いじめ行為が「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」
  - 「いじめの背景」「児童の人間関係にどのような問題があるか」
  - 「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童、在籍児童、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
- ・いじめられた児童、情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先する。
- ・いじめられた児童には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。

○いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係について説明する。

この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・いじめ行為がいつ ・誰から ・どのような態様で
- ・学校がどのように対応したか

イ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

エ 調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

②調査結果の報告

ア 調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会を通して、新発田市長に送付する。